

3/25-31

敵基地攻撃能力 検討筋違い

(大陸間弾道ミサイル)発射を受け、鬼木誠防衛副大臣は24日、記者団に対し、「断じて容認できぬ」と抗議するとともに、「こうした状況を踏まえ、いわゆる敵基地攻撃能力の保有を含め、あらゆる選択肢を検討し、防衛力の抜本的強化に取り組む」と表明しました。

北朝鮮 | CBM

によるウクライナ侵略とたたかっている中、北朝鮮による挑発行為は許しがたいものであり、「断じて容認できない」のは当然です。しかし、その文脈で敵基地攻撃能力の保有を検討に言及することは筋違いです。

日本が敵基地攻撃能力を保有し攻撃能力を強めれば、周辺国はさらに軍事力を強化する「軍事対軍事」の悪循環を

「敵基地攻撃能力」とは、どのようなものか。岸信夫防衛相が国会で繰り返し答弁しているように、①他国の領域でミサイルの発射機や基地の正確な位置を把握する②防空用レーダーや交換ミサイルを攻撃して無力化し制空権を一時的に確保する③ミサイルの発射機や基地を破壊し、発射

能力を無力化する④効果を把握した上でたしなむ攻撃を行なう「一連のオペレーション（作戦）」です。

しかも、選出された国領域での空爆も排除しない考え方を示しています。相手国に侵攻して徹底的に攻撃する。ロシアのウクライナ侵略戦争もあつたく同じです。

しかも、敵基地攻撃は相手が攻撃を仕掛けてくる前に攻撃を行うものであり、国際法違反の先制攻撃との区別はさわめて困難です。日本をロシアや北朝鮮と同じ無法国家とおもし始めたくなってしまった

北朝鮮は2017年以降、米本土やグアム、ハイチに到達しつる弾道ミサイル開発に力を注いできました。今回の新型ICBMも、狙いは日本ではなく米国であることは明らかです。北朝鮮が米朝首脳会談が実現した18年には弾道ミサイルを一発も発射していない。国際社会と連携して北朝鮮の無法行為を厳しく非難する上でも、米朝交渉の促進なら外交的な解決を進めようとする、憲法の条を持つ日本が果たすべき役割ですか。（竹下由）